

福井県で狩猟されるみなさまへ

豚コレラウイルス拡散防止のお願い

イノシシを狩猟する際には、下記にご注意ください

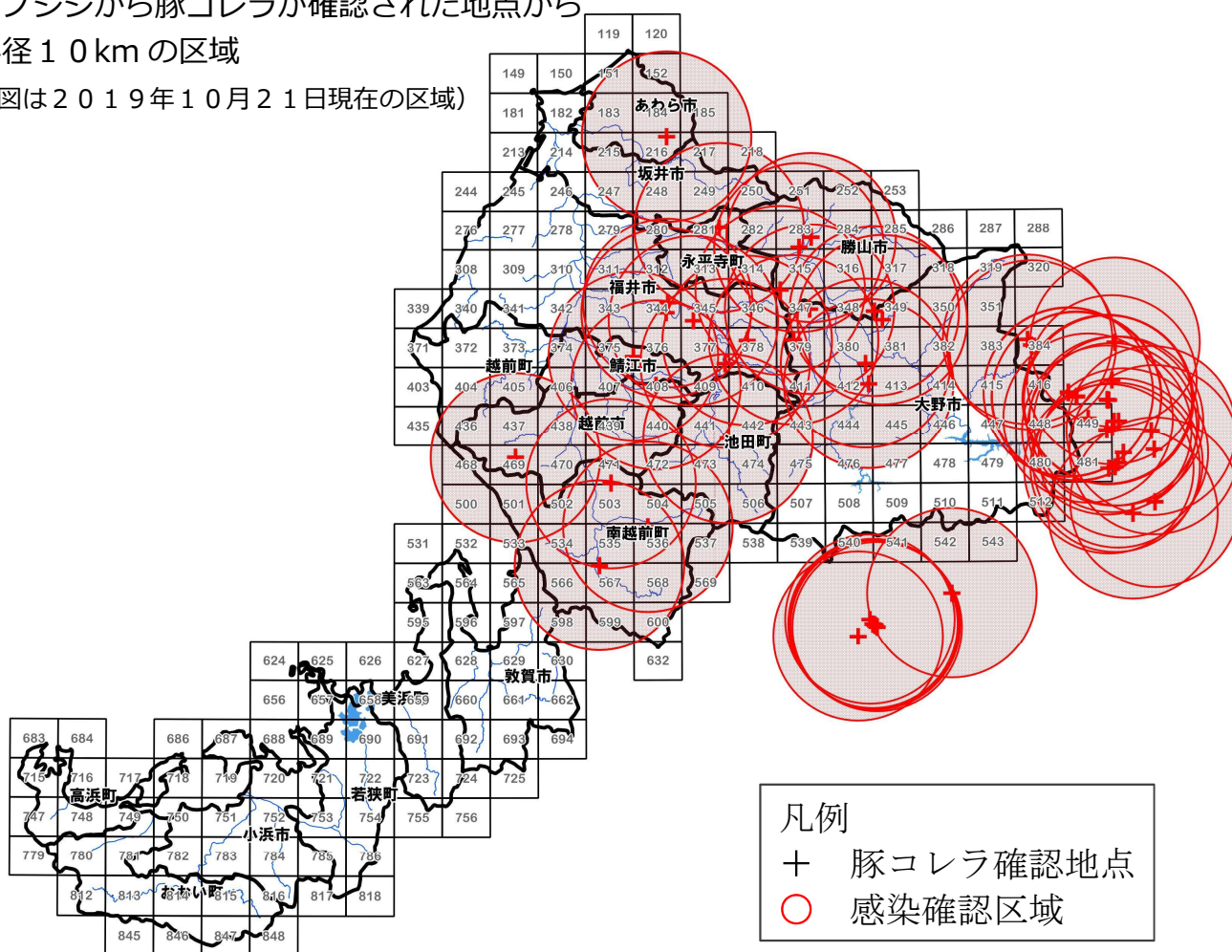
- ① 豚コレラ感染確認区域内で捕獲されたイノシシ、及びその肉等*
(加熱処理したものを除く)は、感染確認区域外へ持ち出さない。
- ② 捕獲地点・埋設場所、靴・衣類、道具、手指、車両等の消毒を実施。

※肉等：肉、内臓、血液、皮など

豚コレラ感染確認区域：

イノシシから豚コレラが確認された地点から
半径10kmの区域

(図は2019年10月21日現在の区域)



※「感染確認区域」は随時拡大する可能性があります。
狩猟の際は最新情報を自然環境課のホームページや
福井県鳥獣行政機関に電話でお問い合わせください。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/tonkorera.html>



感染確認区域でイノシシを捕獲したとき

○感染確認区域で捕獲されたイノシシ、及びその肉等※（加熱処理したものを除く）は、感染確認区域の外へ持ち出さないでください。

冷凍した肉等も持ち出さないでください。

○感染確認区域内に限り、肉等の運搬や自家消費は可能ですが、取り扱いにご注意ください。



○捕獲場所や埋設場所の適切な消毒をお願いします。

※肉等：肉、内臓、血液、皮など

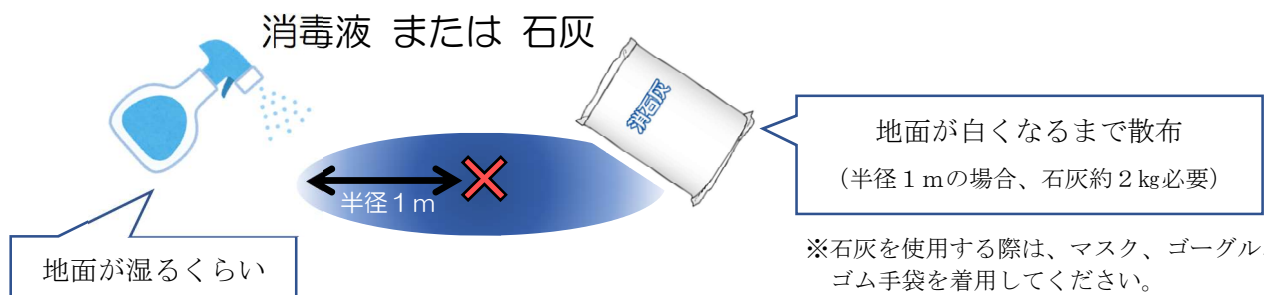
◆感染確認区域内で、肉等を持ち帰る場合の注意

- ・肉等は、密封容器（ジップロック、タッパー等）で持ち帰る。
- ・密封後に容器の外側に消毒用アルコール（食品用）をスプレーし、漏れないようにビニール袋で二重にする。
- ・使用後の容器は、洗浄・消毒してから廃棄する。
- ・肉等の残渣は、中心部まで加熱してから捨てる。（冷凍したのものも同様）



◆捕獲地点と埋設場所の消毒

- ・解体は、原則として現場で行う。
- ・止めさした地点の半径1 m、埋設地点、血液や糞便が付いた場所を、消毒液※または石灰により消毒する。
※消毒液：アストップ、パコマ、オスバン等の逆性石鹼
- ・イノシシの死体及び残渣は、露出しないよう適切に埋設してください。



感染確認区域の山林に立ち入った後、現場を離れるとき

○感染確認区域で狩猟した場合は、イノシシを捕獲しなかった場合でも、**靴・衣類、道具、手指、車両等の消毒をお願いします。**

捕獲器具（わな）の消毒

- ・わなは設置していた場所で、ブラシで土や汚れを落とし、消毒液に浸すか消毒液をスプレーする。わなは、次に使用する際に水でよく洗浄する。

靴、衣服、資材の消毒

靴底は移動の都度
こまめに消毒



【靴、衣服】

- ・ブラシで土、汚れを落とす。消毒液でスプレーをする。
- ・現場で衣服、靴を着替える。ビニール袋で密封して持ち帰り、洗濯・洗浄する。

【資材】

- ・スコップ、ブラシ、消毒用スプレー、ナイフ等は、土や汚れをよく落とし、消毒液または消毒用アルコールをかける。

廃棄物の処理

- ・山林内で出たゴミは、ゴミ袋に入れて密封し、袋の中と外側に消毒液、または消毒用アルコールをスプレーした後、適切に処分する。

手指の消毒

- ・消毒用アルコールをスプレーし、手全体にすりこむ。



車両の消毒

【外側、荷台、タイヤ周り】

- ・ブラシで土や汚れを落とし、消毒液で消毒する。（タイヤは重点的に消毒する）

【足マット、座席】

- ・現場を離れる際に、消毒液または消毒用アルコールでしっとり湿るまで消毒する。

※車両タイヤの消毒ポイント

①現場

②舗装路の手前



消毒に必要な道具

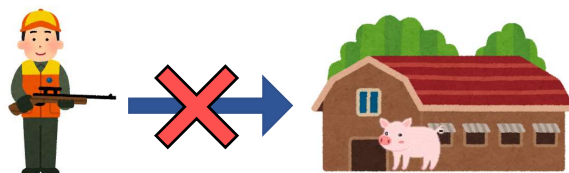
※ホームセンターや薬局等で購入できます

- ブラシ
- 噴霧器
- 消毒液（逆性石鹼） ※商品名（例）アストップ、パコマ、オスバン等
（目安）水2ℓに2.5ml（ペットボトルのキャップ半分）を入れて希釈して用いる
- 消毒用アルコール
- 消毒用アルコール（食品用）
- 石灰（消石灰、生石灰）
- 密封容器（ジップロック、タッパー等）

使用する当日に希釈し、
作り置きしない

養豚場への立ち入りの禁止

狩猟を行った人は、最低1週間は
養豚場に立ち入らないでください



みなさまのご理解、ご協力を
よろしくお願いいたします。

【福井県鳥獣行政機関】

福井県自然環境課 自然環境保全グループ	0776-20-0306
福井県中山間農業・畜産課 鳥獣害対策グループ	0776-20-0414
福井農林総合事務所 林業・木材活用課	0776-21-8213
坂井農林総合事務所 林業・木材活用課	0776-81-3223
奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	0779-65-1492
丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	0778-23-4961
（丹生庁舎（越前町管内））丹生林業・木材活用課	0778-34-1790
嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課	0770-56-2218
嶺南振興局二州農林部 林業水産課	0770-22-0291